

県北広域振興局長告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年8月13日

県北広域振興局長 高 橋 信

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373200468	一戸町	一戸町特別養護老人ホーム	二戸郡一戸町一戸字田中 72番地1	平成25年7月31日